

令和 8 年 6 月 日

(名称) 釧路市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

釧路市においては、JR 根室本線、JR 釧網線、JR 花咲線が停車する JR 釧路駅を軸に、近隣自治体と結ぶ路線バス（地域間幹線系統）があるほか、JR 釧路駅に隣接するバスターミナルと市域内の住宅地とを結ぶ路線バス（市内線）、阿寒地区の農村・中山間地域と阿寒地区の中心部を結ぶ市営バス等により公共交通網を構成している。

釧路市では「釧路市立地適正化計画」を平成 29 年 3 月に策定し、安心できる健康で快適な生活環境の実現に向けた集約型都市構造への再編を進めている。コンパクト・プラス・ネットワークを支える公共交通網の形成に向け、平成 29 年 6 月に「釧路市地域公共交通計画」を策定し、利用者にわかりやすく利便性の高い幹線軸と域内交通（支線）の乗り換えを基本としたバス路線網の再編事業を位置付け、そのアクションプランとなる「釧路市地域公共交通利便増進実施計画」を令和元年 9 月に策定（令和 2 年 9 月・令和 3 年 9 月変更・令和 6 年 9 月変更）し、国土交通大臣の認定を受けた。

利便増進実施計画においては、釧路駅及び各拠点間を結ぶ路線バスを幹線軸とし、時間帯に応じて各拠点同士または各拠点から居住地区等を結ぶ路線バス（イオン高専線、イオンリフレ線、イオン鶴野線、循環バスぐるっと）、乗合タクシー（桂恋三津浦線）を支線として位置付けたところであり、利便性と効率性の向上を図るとともに、通院、買い物など住民生活上重要な役割を担う当該支線を維持していくことが必要不可欠である。このため、当該支線を地域公共交通確保維持事業による地域内フィーダー系統として位置付け、住民の生活交通手段を維持させていくことが必要である。

合わせて利便増進実施計画では、阿寒・音別地区の生活交通について位置付けている。阿寒町仁々志別地区では、長い間、民間の路線バスにより釧路市の支援を受けながら何とか維持されてきたが、近年の人口減少や高齢化に伴う利用者の減少により、赤字額が年々膨らむ状態が続いていた。また、音別地区については、釧路市街地から音別駅までは JR やバスなどの公共交通で路線を確保しているものの、平成 30 年 3 月 30 日に音別線が廃止され音別地区内は交通空白地域となり、以降、スクールバスや患者輸送バスの住民利用を開始し、生活の足の確保に努めてきたところである。こうした問題の解消を図るため、地域公共交通計画において、郊外部における市民生活の交通手段の確保を目的とした「交通不便地域における効率的で利便性の高い生活交通の確保」を基本方針として定め、利便増進実施計画においてはデマンド交通の導入を位置付けたところであり、当該デマンド交通を地域内フィーダー系統として、山花リフレや阿寒町行政センター、音別駅を核とした幹線軸への接続性を確保し、面的に釧路市の公共交通ネットワークを構築することにより、同地区における公共交通の持続的確保や、高齢者をはじめとした住民が安心して移動できる環境を確保することが必要である。

加えて以前からの取組として、阿寒町布伏内地区における公共交通は、長い間、民間の路線バスにより釧路市の支援を受けながら何とか維持されてきたが、近年の人口減少や高齢化に伴う利用者の減少により、赤字額が年々膨らむ状態が続いていた。こうした問題の

解消を図るため、平成 21 年 2 月に「釧路市地域公共交通総合連携計画」を策定し、バスの乗車率の低い区間に対する恒常的な公共交通体系を構築するため、同地区においてバスとデマンド型乗合タクシーによる実証運行を 4 ヶ月間実施した。その後、実証運行での利用者へのアンケート、住民説明会等により伺った意見・要望を取り入れ、より使い勝手の良い運行となるようバスとの接続箇所やダイヤを工夫し、平成 22 年 12 月より本格運行となり現在に至っている。このため、当該デマンド型乗合タクシーを地域内フィーダー系統として位置付け、公共交通ネットワークを構築することで、同地区における公共交通の持続的確保や、将来の更なる高齢化を鑑み、阿寒診療所や釧路地区の総合病院への交通手段の確保など、高齢者をはじめとした人口約 80 人の住民が安心して移動できる環境を確保することが求められている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

- ・収支率を66%以上とする（イオン鶴野線）
 - ・ 〃 25%以上とする（循環バスぐるっと）
 - ・ 〃 35%以上とする（イオン高専線、イオンリフレ線（鶴野経由））
 - ・ 〃 18%以上とする（イオンリフレ線（大楽毛経由））
 - ・運行経路や行き先に対する満足度を16.1%以上とする（阿寒仁々志別線乗合タクシー）
 〃 （音別線市町村有償旅客運送）
 〃 （桂恋三津浦線乗合タクシー）
- ※釧路市地域公共交通計画 P126 参照
- ・年間利用者数700人以上とする（阿寒布伏内線乗合タクシー）
- ※ポスト・コロナに向けた利用者数確保のための取り組みとして、広報紙による周知等を行う。

（２）事業の効果

利便増進実施計画に基づくバス路線網再編により、「複雑でわかりづらい」「時間どおりにバスが来ない」「バス停が遠いからバスを住宅地に回してほしい」などの課題を改善するため、拠点と住宅地を繋ぐ域内交通（支線）を運行することにより、郊外部に居住する市民の生活交通を確保、充実し、幹線軸との接続性を確保することで利用しやすい公共交通ネットワークを構築し、相互の利用者確保につなげるとともに、重複路線の解消による運行距離の削減により運行の効率化が図られる。

また拠点への誘導・集約・育成及び交流機会の増加によるまちの活性化、拠点間の繋がりを強化するなど、コンパクト・プラス・ネットワークに資する公共交通網の実現が期待される。

桂恋・三津浦地区、阿寒、音別地区にデマンド交通を導入することで、予約がある場合に限った運行により、効率的な運行体系が実現でき、かつ各地区の住民等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保され、住民の外出機会の促進や地域活性化につながる。

また、デマンド交通と鉄道、路線バスとの接続性を確保することで、利用しやすく広域的な公共交通ネットワークが構築され、相互の利用者確保につながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・イオン高専線の運行（阿寒バス（株）） ・イオンリフレ線の運行（阿寒バス（株）） ・イオン鶴野線の運行（阿寒バス（株）） ・循環バスぐるっとの運行（くしろバス（株）） ・桂恋三津浦線乗合タクシー（デマンド型）の運行（まりも交通（株）） ・阿寒仁々志別線乗合タクシー（デマンド型）の運行（（有）阿寒観光ハイヤー） ・音別線市町村有償旅客運送（デマンド型）の運行（釧路市） ・阿寒布伏内線乗合タクシー（デマンド型）の運行（（有）阿寒観光ハイヤー） ・乗換拠点等の整備（イオン昭和店内、スーパーアークス鳥取大通店内、コープさっぽろ桜ヶ岡店内のバス待合環境、音別駅構内への路線バスの乗入れ、音別駅内のバス待合環境）（釧路市） ・再編後の市内路線を網羅したバスマップの作成（釧路市地域公共交通活性化協議会） ・市民を対象としたモビリティマネジメントの実施（釧路市地域公共交通活性化協議会） ・地域の住民に乗合タクシーの利用を促すため、市の広報機会にチラシを作成・配布（釧路市、（有）阿寒観光ハイヤー）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
運行に係る費用総額 44,077 千円（R7 交付申請より）のうち、釧路市から運行事業者への補助または委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。なお、音別線（霧里・茶安別、尺別・直別）については、白糠町を跨ぐ路線であるが、白糠町民の利用実態がないため、白糠町に費用負担は求めず、市単独の費用負担により維持確保を行う。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数や収支率について、運行事業者からの提供データによる確認 ・運行経路や行き先に対する満足度について、計画終了期間までに釧路市住民ニーズ把握調査を実施
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
① 車両の代替による費用削減等の内容 ※該当なし
② 代替車両を活用した利用促進策 ※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

《釧路市地域公共交通会議》

- 平成 23 年度
 - ・第 1 回会議 11 月 1 日（地域内フィーダー系統確保維持計画の協議・承認）
- 平成 24 年度
 - ・第 1 回会議 6 月 22 日（地域内フィーダー系統確保維持計画の協議・承認）
- 平成 25 年度
 - ・第 1 回会議 6 月 25 日（地域内フィーダー系統確保維持計画の協議・承認）
- 平成 26 年度
 - ・第 1 回会議 6 月 24 日（地域内フィーダー系統確保維持計画の協議・承認）
- 平成 27 年度
 - ・第 1 回会議 6 月 9 日（地域内フィーダー系統確保維持計画の協議・承認）
- 平成 28 年度
 - ・第 1 回会議 6 月 29 日（地域内フィーダー系統確保維持計画の協議・承認）
- 平成 29 年度
 - ・第 1 回会議 8 月 25 日（地域内フィーダー系統確保維持計画の協議・承認）
- 平成 30 年度
 - ・第 1 回会議 6 月 25 日（地域内フィーダー系統確保維持計画の協議・承認）
- 令和元年度
 - ・第 1 回会議 6 月 12 日（地域内フィーダー系統確保維持計画の協議・承認）
- 令和 2 年度
 - ・第 1 回会議 6 月 23 日（地域内フィーダー系統確保維持計画の協議・承認）

《釧路市地域公共交通活性化協議会》

- 平成 27 年度
 - ・第 1 回協議会 3 月 22 日（地域公共交通網形成計画策定に向けての考え方）
- 平成 28 年度
 - ・第 1 回協議会 6 月 8 日（網形成計画策定に係る各種調査）
 - ・第 2 回協議会 10 月 23 日（各種調査結果、網形成計画（素案）策定の方向性）
 - ・第 3 回協議会 11 月 25 日（網形成計画（たたき台））
 - ・第 4 回協議会 2 月 21 日（網形成計画素案（案））
- 平成 29 年度
 - ・第 1 回協議会 6 月 7 日（網形成計画（案）、
再編実施計画の策定に関する基礎調査の方向性）
 - ・第 2 回協議会 11 月 10 日（再編実施計画の策定に関する基礎調査（中間報告））
 - ・第 3 回協議会 2 月 27 日（再編実施計画の策定に関する基礎調査報告書）
- 平成 30 年度
 - ・第 1 回協議会 7 月 10 日（再編実施計画策定の方向性、アンケート調査）
 - ・第 2 回協議会 12 月 26 日（再編実施計画策定に向けたアンケート結果、
再編実施計画（素案たたき台））
 - ・第 3 回協議会 3 月 25 日（再編実施計画（素案））
- 令和元年度
 - ・第 1 回協議会 6 月 11 日（再編実施計画（案）、
地域内フィーダー系統確保維持計画の協議・承認）
 - ・第 2 回協議会 9 月 3 日（地域内フィーダー系統確保維持計画変更の協議・承認）
 - ・第 3 回協議会 4 月 14 日（書面会議）（令和 2 年度事業計画、収支予算（案））
- 令和 2 年度

- ・ 第 1 回協議会 7 月 20 日（書面会議）（再編実施計画の変更、
地域内フィーダー系統確保維持計画の協議・承認）

- ・ 第 2 回協議会 3 月 19 日（書面会議）（令和 3 年度事業計画、収支予算（案））

○令和 3 年度

- ・ 第 1 回協議会 6 月 25 日（書面会議）（地域内フィーダー系統確保維持計画の協議・承認）
- ・ 第 2 回協議会 8 月 24 日（書面会議）（再編実施計画の変更案）
- ・ 12 月 28 日（書面会議）（地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価の確認）
- ・ 第 3 回協議会 3 月 23 日（令和 4 年度事業計画、収支予算（案）、
音別線及び仁々志別線における乗降場所追加）

○令和 4 年度

- ・ 第 1 回協議会 6 月 1 日（地域内フィーダー系統確保維持計画の協議・承認）
- ・ 第 2 回協議会 7 月 27 日（市内バス路線の運行計画の変更）
- ・ 12 月 19 日（書面会議）（地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価の確認）
- ・ 第 3 回協議会 3 月 20 日（令和 5 年度事業計画、収支予算（案）、音別線の乗降場所追加
及びルート変更、桂恋三津浦線の予約方法変更）

○令和 5 年度

- ・ 第 1 回協議会 6 月 13 日（地域内フィーダー系統確保維持計画の協議・承認）
- ・ 第 2 回協議会 8 月 22 日（書面会議）（市内バス路線の運行計画の変更）
- ・ 第 3 回協議会 11 月 29 日（スクール便（学休日運休便）の運行計画変更）
- ・ 12 月 19 日（書面会議）（地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価の確認）
- ・ 第 4 回協議会 2 月 20 日（書面会議）（市内バス路線運行計画の変更）
- ・ 第 5 回協議会 3 月 21 日（令和 6 年度事業計画及び収支予算（案）、釧路市地域公共交通
網形成計画及び地域公共交通再編実施計画の変更）

○令和 6 年度

- ・ 第 1 回協議会 6 月 11 日（地域公共交通計画（案）及び利便増進計画（案）、
地域公共交通計画別紙（案）の協議・承認）
- ・ 第 2 回協議会 6 月 27 日（書面会議）（地域公共交通計画（案）の協議・承認）
- ・ 第 3 回協議会 8 月 30 日（市内バス路線の運行計画の変更）
- ・ 第 4 回協議会 1 月 17 日（書面会議）（会長の選任）
- ・ 第 5 回協議会 3 月 21 日（令和 7 年度事業計画及び収支予算（案）、協議会規約及び協議
会事務局規程の改正について）

○令和 7 年度

- ・ 第 1 回協議会 6 月 2 日（地域公共交通計画別紙（案）の協議・承認）
- ・ 第 2 回協議会 8 月 6 日（書面会議）（運賃協議専門部会の設置）
- ・ 第 3 回協議会 9 月 2 日（市内バス路線の運行計画の変更、地域公共交通計画及び地域公
共交通利便増進実施計画の変更）
- ・ 第 4 回協議会 3 月 23 日（令和 7 年度補正予算（案）、令和 8 年度事業計画及び収支予算
（案）、地域公共交通計画別紙（案）の協議・承認）

○令和 8 年度

- ・ 第 1 回協議会 6 月 1 日（地域公共交通計画別紙（案）の協議・承認）

19. 利用者等の意見の反映状況

○バス乗降（○D）調査（平成 28 年度）

- ・実施日 平成 28 年 7 月 12 日～14 日 ※全便対象
- ・調査項目（年齢、職業、利用路線、利用時間帯、乗車・降車バス停、利用目的、バスに乗る前後の交通手段、利用頻度、運賃の支払い方法など）
- ・調査方法（調査員が各便に乗車し、利用者にビンゴカード形式のアンケート票を配付、即時回収）

○再編実施計画作成に向けたアンケート（平成 30 年度）

①再編対象路線利用者へのアンケート

- ・実施日 平成 30 年 9 月 28 日～29 日、10 月 5 日 ※再編対象路線の全便対象
- ・調査項目（年齢、職業、利用路線、利用時間帯などの利用状況、乗り換えの影響、利用促進策に関するニーズなど）
- ・調査方法（調査員が各便に乗車し、利用者にアンケート票を配付、後日回収）

②市民アンケート

- ・10 月初旬発送
- ・調査項目（年齢、職業、移動・交通実態、利用促進策に関するニーズ、乗り換えの影響など）
- ・調査方法（該当地区に対してアンケートを送付し回収）
- ・該当地区状況（釧路地区：無作為抽出した 3,000 世帯）

③阿寒町仁々志別地区、音別地区における全戸アンケート

- ・10 月初旬発送
- ・調査項目（年齢、職業、移動・交通実態、仁々志別線や患者輸送バス等の利用状況、利用促進策に関するニーズなど）
- ・調査方法（該当地区全戸に対してアンケートを送付し回収）
- ・該当地区状況（阿寒町仁々志別地区：270 世帯、音別地区：735 世帯）

○阿寒布伏内線乗合タクシー（実証運行）利用者アンケート（平成 21 年度）

- ・調査対象（事前登録者 64 名）
- ・調査項目（年齢、職業、所在地、車の保有など交通手段、自家用車の利用、利用目的、利用頻度、外出機会、実証運行の感想・要望、運賃、今後の本格運行に向けてなど）

○公共交通の利用者代表を協議会の構成員に加えることで意見を反映

○住民説明会等を開催し利用者等の意見を反映

○仁々志別線については、利用者や地域住民より、現在のバス停から各施設までの移動距離が長く利用しづらいなどという声が寄せられたことから、乗降場所を追加し利便性の向上を図った。

○音別線については、利用者へのアンケート実施や音別地域協議会での合意を得たうえで、ルート変更や乗降場所追加を行った。（令和 5 年 4 月から変更）

○桂恋三津浦線については、利用者からの要望内容を踏まえ、一部の運行便で当日の予約を可能とする変更を行った。（令和 5 年 4 月から変更）

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 北海道釧路市黒金町 7 丁目 5 番地

（所 属） 釧路市総合政策部企画課企画係

（氏 名） 藤原 良太

（電 話） 0154-23-5151（内線 2191）

（e-mail） ki-kikaku@city.kushiro.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、

地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地 営業区域	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
釧路市	阿寒バス(株)	(1) イオン高専線	イオン昭和 店	大楽毛1丁 目	高専前	往 10.5km 復 10.5km	363 日	726.0 回			路線定期運行	②(1)	バス停留所相互の近接、誘導案内、乗り継ぎに係るバス待合環境の整備、イオン昭和店でたんちよう線(地域間幹線系統)に接続している	③
		(2) イオンリフレ線(鶴野経由)	イオン昭和 店	鶴野小学校	山花温泉リ フレ	往 16.5km 復 16.5km	361 日	180.5 回	○		路線定期運行	②(1)	バス停留所相互の近接、誘導案内、乗り継ぎに係るバス待合環境の整備、イオン昭和店でたんちよう線(地域間幹線系統)、鳥取分岐で白糠線(地域間幹線系統)に接続している	
		(3) イオンリフレ線(大楽毛経由)	イオン昭和 店	星が浦大通 4丁目	山花温泉リ フレ	往 26.2km km	361 日	361.0 回	○		路線定期運行	②(1)	バス停留所相互の近接、誘導案内、乗り継ぎに係るバス待合環境の整備、イオン昭和店でたんちよう線(地域間幹線系統)、鳥取分岐で白糠線(地域間幹線系統)に接続している	
		(4) ②イオンリフレ線(大楽毛経由)	山花温泉リ フレ	星が浦大通 4丁目	イオン昭和 店	km 復 20.8km	361 日	361.0 回	○		路線定期運行	②(1)	バス停留所相互の近接、誘導案内、乗り継ぎに係るバス待合環境の整備、イオン昭和店でたんちよう線(地域間幹線系統)、鳥取分岐で白糠線(地域間幹線系統)に接続している	
		(5) イオン鶴野線	イオン昭和 店	鳥取大通9 丁目	ニュータウ ン入口	往 6.9km 復 6.9km	363 日	304.0 回	○		路線定期運行	②(1)	バス停留所相互の近接、誘導案内、乗り継ぎに係るバス待合環境の整備、イオン昭和店でたんちよう線(地域間幹線系統)、鳥取分岐で白糠線(地域間幹線系統)に接続している	
	くしろバス(株)	(6) 循環バスぐるっと	イオン昭和 店	スーパー アークス鳥 取大通店	イオン昭和 店	(循環) 11.8km	363 日	1,452.0 回			路線定期運行	②(1)	バス停留所相互の近接、誘導案内、乗り継ぎに係るバス待合環境の整備、イオン昭和店でたんちよう線及びイオン線(地域間幹線系統)、スーパーアークス鳥取大通店で白糠線(地域間幹線系統)に接続している	③

令和9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地 営業区域	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
釧路市	まりも交通(株)	(7) 桂恋三津浦線		桂恋、三津 浦地区		往 km 復 km	365 日	886.0 回			区域運行	②(1)	市立病院で南北線(地域 間幹線系統)に乗り継ぎ できるようにダイヤを設定 し、乗り継ぎに係るバス待 合環境の整備をしている	③
	(有)阿寒観光ハイヤー	(8) 仁々志別線		仁々志別、 共和地区		往 km 復 km	242 日	296.0 回			区域運行	②(1)	阿寒診療所で阿寒線(地 域間幹線系統)・阿寒本 町線に、山花リフレで山 花リフレ線に乗り継ぎで きるようにダイヤを設定し ている	③
		(9) 布伏内線		阿寒中学校		往 km 復 km	295 日	717.0 回			区域運行	①・②(1)	阿寒診療所で阿寒線・阿 寒本町線に乗り継ぎで きるようにダイヤを設定し ている	③
	釧路市	(10) 音別線(霧里・茶 安別)		中音別、上 音別、二 俣、霧里、 茶安別、川 西地区		往 km 復 km	242 日	440.0 回			区域運行	②(1)	白糠駅で白糠線やJRIに 乗り継ぎできるようにダイ ヤを設定している	③
		(11) 音別線(尺別・直 別)		尺別、海光		往 km 復 km	242 日	296.0 回			区域運行	②(1)	白糠駅で白糠線やJRIに 乗り継ぎできるようにダイ ヤを設定している	③